

令和 6 年 1 月 農業委員会議事録

開 催 日：令和 6 年 1 月 2 5 日（木）
場 所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 5 4 分

越 谷 市 農 業 委 員 会

1. 開催年月日 令和 6年1月25日（木）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	欠	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	欠
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 濱 野 洋 平
農業振興課主幹 小 川 円 香

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| 第7号議案 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について |

③ 報 告

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について |
| 第2号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時47分

9. 会議の内容

局 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	おはようございます。どうもご苦労さまです。 改めまして、新年、明けましておめでとうございます。新年早々能登半島で大きな地震があつて、正月帰省していた方が犠牲になったりという痛ましい事件があり、今も大きな余震が続いております。そのほかにも、乾燥していたために、有名な田中角栄邸で火災が起きたり、自然の力には本当に驚かされております。また、昨日は大雪で、名神高速道路が通行止めになって立ち往生し、今朝4時に全線で解消できたとか、そんなニュースをやっておりました。我々農家はその自然を相手にして農作物を作っているわけですが、越谷は水害はあつても、崖崩れだとか濁流で住居が流されるとかそういう規模のものではなく、じわじわ水がはけずに周辺に影響が出たり、床下・床上浸水があつたりする程度の水害で、甚大な被害が出ないという点では、地形的に恵まれているのかなと思います。 我々も今日の委員会を入れてあと4回で任期が終わりますが、4月まで皆さんには任期がございます。今日提出してもらった活動報告書の4月分については、後で送ってもらうことになっていますので、そここのところを勘違いしないようお願いをして、言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
局 長	ありがとうございました。 本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。 なお、本日は第7号議案 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見決定についての説明員として農業振興課の濱野主幹、小川主幹が同席しておりますので、ご報告いたします。 それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から２番の藤井委員、３番の坂巻委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案 農地法第３条第１項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の１ページ及び２ページを御覧ください。

第１号議案 農地法第３条第１項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、１番の内容ですが、申請理由は新規就農です。経営予定面積は２,１８６平方メートルです。通作距離は１０キロメートル、農業従事者は、譲受人含め５名です。

続きまして、２番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は４,９４５平方メートルです。通作距離は２キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め３名です。

続きまして、３番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は４,９４５平方メートルです。通作距離は２キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め３名です。

続きまして、４番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は４万４,８３８平方メートルです。通作距離は５キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め４名です。

続きまして、５番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は１万１,９４４平方メートルです。通作距離は５キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め３名です。

以上５件は、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について推進委員９番の齋藤委員、２番及び３番について推進委員

9 番 推 進 委 員
(齋 藤 委 員)

議 長

6 番 推 進 委 員
(関 根 委 員)

議 長

7 番 推 進 委 員
(高 島 委 員)

議 長

全 員
議 長

6 番の関根委員、4 番及び5 番について推進委員 7 番の高島委員より
お願いいたします。

それでは、1 番について、齋藤委員よりお願いいたします。

1 番の件についてまとめて補足説明します。

1 月12日に現地を確認しております。申請地につきましては適正に
管理されておりました。許可申請の目的は新規就農であり、事務局説
明のとおり通作距離、農業従事者について問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

2 番及び3 番について、関根委員よりお願いいたします。

それでは、2 番及び3 番の件についてまとめて補足説明します。

1 月17日に現地を確認いたしました。申請地については、適正に管
理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務
局の説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する
農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議をお願いします。

ありがとうございました。

4 番及び5 番について、高島委員よりお願いいたします。

4 番及び5 番の件についてまとめて補足説明します。

1 月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管
理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事
務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する
農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし
ます。

続いて、採決を行います。

議長
統括主幹

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は農地改良による一時転用です。借人は貸人から、申請地は田ですが、高齢になり水田としての耕作が困難になったため、道路面より約25センチ高く盛土して野菜を作りたいとの要請を受け申請するものです。

なお、越谷市から令和6年1月23日付で、農用地利用計画に適合している証明書が発行されております。

本件の農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定、農地法施行令第11条第1項第1号イに該当し、農地改良の盛土による一時転用で工事が完了後は貸人に引渡し、引き続き農地として耕作することから、営農の継続性があるものと考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は、保育園、小学校、中学校にも近く、教育的な環境にも優れ、妻の両親の住宅にも近く、将来両親の介護等も含め安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は病院です。転用理由といたしまして、借人は昭和44年に市外に病院を開業し、現在都内に3か所の療養型病院を運営しています。そのうち足立区にある病院の入院患者の約4割が埼玉県からの患者で、現在も多くの方が埼玉県内の

病院に入院できず県外の病院に入院している状況です。埼玉県東部医療圏内の中心である本市に療養型病院を計画したところ、埼玉県より病院整備計画を令和5年2月21日付で採択いただき、土地を探していたところ、申請地の土地所有者から借受けできることになり、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成25年に市外に本店を置き、主に仮設足場の組立施工工事業を営む法人です。現在賃借している資材置場の立ち退きを迫られており土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔父の住まいにも近く、不測の事態が生じたときお互い支援をし、安心して生活できる最適な場所と考え申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の住まいにも程近く、何かあったときにすぐに駆けつけることができ、安心して生活できる最適な場所と考え申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について渋谷委員、2番について瀬尾委員、3番について大熊委員、

5 番 委 員
(渋谷委員)

議 長

1 番 委 員
(瀬尾委員)

議 長

7 番 委 員
(大熊委員)

4 番及び5 番について宇田川委員よりお願いいたします。6 番については、私から説明いたします。

それでは、1 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

1 番の件についてご説明いたします。

1 月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、一時転用の目的は農地改良です。盛土に際しては、周囲に土砂等が流れ出ないように、法面処理と素掘り側溝を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

2 番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

2 番の件についてご説明いたします。

1 月の15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。西側は宅地に接しております。西側以外は、南側の出入口部分を除いてコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

3 番について、大熊委員よりお願いいたします。

3 番の件について説明します。

1 月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は病院です。申請地の485番1の西側は隣接地と一体利用、東側及び南側の出入口部分を除きコンクリートブロック積み、北側はコンクリートブロック積みの上転落防止フェンスを設置。そして、487番1の東側及び486番1の西側はコンクリートブロック積み、486番1及び487番1の南側は出入口部分を除きコンクリートブロック積み、北側はコンクリートブロック積みの上転落防止フェンスを設置。542番1の東側及び北側の出入口部分を除きコンクリートブロック積み、南側及び西側にコンクリートブロック積みの上転落防止フェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議長

8 番 委 員
(宇田川委員)

議長

全 員
議長

議長

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

4 番及び 5 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

4 番の件について説明します。

1 月 12 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、5 番の件について説明します。

1 月 12 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、地先ブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

6 番について私から説明いたします。

6 番の件について説明いたします。1 月 18 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口を除き周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

議 長

続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行につきましては、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●委員は退席をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時17分)

(●番 ●●委員退室：午前10時17分)

(再開時刻：午前10時18分)

統括主幹

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっております。

番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数は20筆です。面積は1万2,405.27平方メートルです。相続開始年月日は、令和5年4月27日です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

13番推進委員
(原田委員)

1番の案件について報告いたします。

去る1月18日に現地を確認いたしました。申請地の畑11筆及び田9筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員	員	なし。
議 長	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議 長	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
		ここで暫時休憩いたします。
		(休憩時刻：午前１０時２０分)
		(●番 ●●委員入室：午前10時20分)
		(再開時刻：午前１０時２１分)
議 長	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		続きまして、第４号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	幹	議案書の７ページを御覧ください。第４号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。
		番号、主たる従事者名、申出者名の順で読み上げます。
		生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者が死亡し、または農業に従事することを不可能にさせる故障により、その農地を市に買取りの申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。
		それでは、１番の内容ですが、生産緑地に指定された土地の所有者である●●●●様が令和６年１月６日に身体に故障が生じたため、申出人から、この生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であることの証明を求める申請があったものです。
		事務局からは以上です。
議 長	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。
13番推進委員		１番の件につきましてご報告いたします。

(原田委員)	
	申請者は、心身の故障により現在は農作業を行うことが困難な状況ですが、当該申請地の主たる従事者でありましたことをご報告いたします。
	また、去る１月18日に現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑１筆はきれいに管理、耕作されておりましたので、併せてご報告いたします。
	以上でございます。
議 長	ありがとうございました。
	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて採決を行います。
	原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
	続きまして、第５号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業
	経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、令和５年４月１
	日の施行日から起算して２年を経過する日までは、従前の例により新
	たに定めることができることとされています。このため、施行日以前
	の旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定により、農用地利用
	集積計画の策定にあたり、農業委員会にご審議をお願いするものです。
	それでは、議案書の８ページから20ページを御覧ください。
	第５号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。
	番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、
	期間の順に読み上げます。

議
全
議

長
員
長

1 番、面積は8万7,496平方メートル、新規で、期間は6年です。
2 番、面積は3,352平方メートル、新規で、期間は10年です。
3 番、面積は507平方メートル、新規で、期間は3年です。
以上、3 件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第6 号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1 番につきましては、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1 項の規定により、●は退席させていただきます。

議事進行につきましては、荻島職務代理にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時27分）

（●番 ●●委員退室：午前10時27分）

（再開時刻：午前10時28分）

職 務 代 理

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6 号議案の1 番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

これまで農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2 つに分かれていました。これが令和5 年度から2 つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7

年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度のもとで、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の21ページから31ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番について説明します。

番号、賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、面積は8万7,496平方メートル、期間は6年です。本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する164筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

職 務 代 理

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

職 務 代 理

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画（案）に対するご意見はございますか。

全 員

なし。

職 務 代 理

意見はございませんので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

職 務 代 理

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時30分)

(●番 ●●委員入室：午前10時30分)

(再開時刻：午前10時31分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第6号議案の2番につきまして、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

これまで農地の貸借というと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。これが令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。

農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度のもとで、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の31ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての2番について説明します。

番号、賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

2番、面積は3,352平方メートル、期間は10年です。本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する4筆は、農地の全てを効率的に利

		用し耕作を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議 全 議	長 員 長	ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
全 議	員 長	続いて、本計画（案）に対する意見はございませんか。 なし。 意見はないということでございますので、続いて採決を行います。 原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。
議	長	〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。
農 業 振 興 課		続きまして、第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。 農業振興課の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議案書の32ページを御覧ください。 第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。 令和5年10月13日から令和5年12月14日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が4件ありました。農業振興地域計画の変更にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。 農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し、支障がなければおよそ1年程度の後に農用地区域から除外され、農地法に基づく転用許可申請が提出されるという流れになります。申出地の場所につきましては、議案書とは別

冊の案内地図・土地利用計画図を御覧ください。

それでは、1番から4番の案件についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、除外理由は堆肥化施設です。申出人は、越谷市を含む近隣の5市1町から排出される一般廃棄物やし尿の処理、剪定枝や刈草の堆肥化を行う一部事務組合であり、越谷市内には第一ごみ処理施設と堆肥化施設を設置しております。堆肥化施設は、平成11年度にごみ焼却量の削減と堆肥としてリサイクルを行うことを目的として設置し、今後は剪定枝や刈草のほかに飲食残渣や調理残渣の処理も含めた、より本格的な堆肥化事業を行うことを計画しております。この事業は、現在の堆肥化施設の敷地では面積が足りないことから、新たな堆肥化施設の敷地の必要性が生じております。また、第一工場ごみ処理施設は老朽化が進んでおり、将来にわたって継続してごみ処理を行うためには大規模な更新工事を行う必要があり、資材の保管や作業場としての現在の堆肥化施設の敷地を使用せざるを得ない状況となっております。これらの理由で、近隣の土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができることになったため、堆肥化施設として利用したいという申出です。建築面積は4,268.5平方メートルを予定しております。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、市内で自動車解体業及び自動車備品の販売業を営んでおり、これまで市内の複数の資材置場にて解体前の車両を一時保管しながら事業を行ってきました。近年は、自動車リサイクル法への対応や労働力不足を背景に、同業他社の廃業などを理由として申出人への廃車の依頼が増加しており、現在の資材置場のみでは全ての廃車依頼に対応できず、依頼を断っている状況であることから、新たな資材置場の必要性が生じております。このような理由で、本社所在地や解体工場の近隣の土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、車両の資材置場として利用したいという申出です。

なお、建築物の計画はありません。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出

人は、現在夫婦で市内の賃貸住宅に住居していますが、家財道具も増え手狭となったことから新築を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる妻の母のサポートや妻の兄弟たちと協力しながら生活することを考え、妻の実家の近くに移住することを望んでおりました。そのことを妻の母に相談したところ、母が所有している宅地と隣接する申出地を利用できるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。

建築面積は82.81平方メートルを予定しております。

最後に、4番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、市内で外科、内科など計7科目の診療に対応した診療所を開業しており、申出地の隣接地に診療所を構えております。これまで診療所と48台分の駐車場を整備し、運営してきましたが、令和6年度からこれまでの診療科目に加えて新たに歯科を開設することになりました。現在、駐車場の一部に新たな診療科目に対応するための建物を建築しております。そのことから、不足となった従来の診療科目の患者用の駐車場17台分と診療科目の追加による新たな患者用駐車場7台分の、計24台分の駐車場の必要が生じております。さらに、新型コロナウイルス感染症などの診療用として中型バスを活用しており、この駐車場の必要性も生じております。これらの理由により敷地拡張を検討して申出地の所有者に相談したところ、譲り受けることができるようになったため、診療所の駐車場として敷地拡張をしたいという申出です。

なお、建築物の計画はありません。

また、申出地の西側に残地が発生しますが、これは敷地拡張を行う際の面積の上限に達することにより発生するものです。残った農地は取水口、排水溝を設置のうえ、今後も田として利用していくことを確認しております。

農業振興課からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1番及び2番について渋谷委員、3番について小林委員、4番につ

議 長

5 番 委 員
(渋谷委員)

いて坂巻委員よりお願いいたします。

それでは、1 番及び2 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

1 番の件について、1 月12日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は田で、除外理由は堆肥化施設です。周囲にコンクリートブロック及び防護柵を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、2 番の件について、同じく1 月12日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に土留めブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

1 3 番 委 員
(小林委員)

3 番について、小林委員よりお願いいたします。

3 番の件について、1 月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。東側、南側、北側には道路及び親族所有地に面しており、農地に面した西側にはブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

3 番 委 員
(坂巻委員)

4 番について、坂巻委員よりお願いいたします。

4 番の件につきまして、1 月15日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は田で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、報告でございます。 事務局より説明願います。
統 括 主 幹		それでは、報告に移らせていただきます。 議案書の34ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 続きまして、議案書の35ページから36ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。 報告事項は以上です。
議	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月26日月曜日午前10時からこの会議室で行います。 (閉会時刻：午前10時47分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 1月25日

議 長

署名委員

署名委員